

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問26（情）第8号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書について不開示とした決定を取り消し、別表3に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成26年9月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成24年9月1日から開示請求日までの三原市、尾道市、府中市、世羅町及び神石高原町の公立学校教員と県費負担職員の処分に関する一切の文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、実施機関が行った、体罰・不適切発言の事案（以下「処分事案1」という。）、交通事故の事案（以下「処分事案2」という。）、セクシュアル・ハラスメントの事案（以下「処分事案3」及び「処分事案5」という。）並びに麻薬及び向精神薬取締法違反等の事案（以下「処分事案4」という。）の5件の懲戒処分対象事案（以下「本件懲戒処分対象事案」という。）に関し、非違行為を行った教職員（以下「被処分者」という。）の顛末書（以下「文書1」という。）、校長の顛末書又は報告書（以下「文書2」という。）、市町教育委員会の副申（以下「文書3」という。）、県東部教育事務所の副申（以下「文書4」という。）、事情聴取記録（以下「文書5」という。）及び懲戒処分等審査資料（以下「文書6」という。）（以下これらを総称して「本件対象文書」という。）を特定の上、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年10月3日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年11月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求に対して全面不開示と決定されたことは誠に遺憾である。公僕である公務員の不祥事を県民から隠す行為であり、同様の公開請求に対して真摯に対応している同じ県機関の警察本部と著しく違い不公平かつ不当であり本件処分の見直しを求める。
- (2) 県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするために、請求内容のうち個人を識別する情報部分（被処分者の氏名や被害者の氏名など）を除いて公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 市町立学校に勤務する教職員の懲戒処分に係る事務について

市町立学校に勤務する教職員が非違行為を行った場合、服務監督権者である市町教育委員会は、当該教職員本人からの顛末書及び当該教職員の所属長からの顛末書又は報告書の提出を求め、非違行為の内容を確認の上、所管の県教育事務所を経由して、実施機関にこれらの文書を添えて副申をする。実施機関は、被処分者、校長や当該非違行為に関係する教職員、被害生徒等（以下「事案関係者」という。）からの事情聴取を行い、懲戒処分等審査資料（非違行為に係る認定事実、非違行為を行った教職員及び監督者に対する懲戒処分の量定の案等をまとめた文書）を作成し、検討した上で、任命権者である実施機関が、懲戒処分を決定する。

2 本件処分の理由について

(1) 文書1について

文書1は、被処分者自らが非違行為を行った経過を報告したものである。

当該文書には、学校名、事案関係者の氏名、非違行為を行った日時、場所、被処分者の非違行為に対する心情等の情報が含まれ、部分的にでも公開した場合、被処分者又は被害生徒が識別され、若しくは識別され得ることから、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

また、当該文書は、公表を前提に作成されたものではなく、これを公表することが前提となれば、懲戒処分対象者が、自己の記述した内容が公開されることを意識して作成することとなり、そうすると、自己の記述した内容が公開されることを憂慮し、率直かつ具体的な記述を差し控えるなどして、懲戒処分に係る的確かつ詳細な状況の把握が困難となり、当委員会における公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

(2) 文書2について

文書2は、管理職である校長が被処分者の行った非違行為の経過を報告したものである。

当該文書には、学校名、事案関係者の氏名、非違行為を行った日時及び場所等の情報が含まれ、部分的にでも公開した場合、被処分者又は被害生徒が識別され、若しくは識別され得ることから、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

また、当該文書は、公表を前提に作成されたものではなく、これを公表することが前提となれば、事案関係者の率直な意見が得られず、作成者も公開されることを意識した記述をせざるを得なくなることから、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあることなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

(3) 文書3について

文書3は、当該非違行為に係る市町教育委員会の意見を記載したものである。

市町教育委員会の意見は、教員の服務監督権者である市町教育委員会による服務監督権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公表することが前提となれば、作成者も公開されることを意識した記述をせざるを得なくなるとともに、事案関係者からの率直な意見が得られず、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあることなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

(4) 文書4について

文書4は、当該非違行為に係る教育事務所の意見を記載したものである。

教育事務所の意見は、教員の任命権者である実施機関による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公表することが前提となれば、前記(3)と同様、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

(5) 文書5について

文書5は、事案関係者に対し、当該非違行為について事情聴取した際の質問と回答を記録したものである。

当該文書は、公表を前提に行われたものではなく、質問内容であれ、回答内容であれ、部分的にでも公開した場合、同種の事件において、氏名は公開されなくても、誰が何を話したかが関係者には分かってしまうことから、事案関係者が率直かつ具体的な供述を差し控えるおそれや、事情聴取へ協力することに消極的になるおそれがある。

また、質問内容等を公開すれば、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取に係る質問内容を具体的に想定することが可能になり、自分に有利な回答を事前に準備することや、自分に不利な質問の回答を回避する

ことも可能になり、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となるおそれがある。

以上のとおり、懲戒処分に係る確かつ詳細な状況の把握が困難となり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

(6) 文書6について

文書6は、前記(1)から(5)までの文書の内容を踏まえ、本件懲戒処分対象事案の内容や経過、処分量定の決定に係る具体的かつ詳細な検討事項等を記載したものである。

当該文書には、学校名、事案関係者の氏名、非違行為の具体的内容等の情報が含まれ、部分的にでも公開した場合、被処分者又は被害生徒が識別され、若しくは識別され得ることから、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

また、懲戒処分を行うに当たって、具体的にどのような点を重視し、事情を有利にあるいは不利に斟酌し、どのような考察を経て最終的な量定に至ったかななどの、詳細な量定判断の過程は、本来全ての個別の懲戒事案ごとにそれぞれ微妙に異なるものであるから、これらの情報を公開した場合、事案関係者等に、少なからざる誤解や混乱を生ずることが予想され、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成24年9月1日から本件請求の日（平成26年9月19日）までの間に、三原市、尾道市、府中市、世羅町及び神石高原町の公立学校に勤務する教職員に対して、実施機関が行った懲戒処分に関する5件の事案に係る文書である。

本件対象文書は、文書1から6までで構成されており、処分事案1から5までに対して別表1に掲げるとおり作成されている。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

実施機関は、本件対象文書の各文書が別表2に掲げるとおり、条例第10条の不開示情報に該当すると判断して本件処分を行っていることから、以下その該当性について検討する。

(1) 条例第10条第6号の該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

ア 文書1について

当審査会において文書1を見分したところ、本件懲戒処分対象事案の概要や経緯、事後の対応状況及び被処分者本人の反省や今後に向けての思い等が記載されていた。

文書1の内容について公にされることが前提となると、実施機関が前記第4の2の(1)で説明するように、被処分者本人が公開されることを意識して、ありのままの事実を率直に述べることに消極的になるおそれはあるものの、そもそも文書1の作成は、被処分者本人に弁明の機会を与える意味を持つものでもあるから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、また、事実関係の認定に当たっては、事案関係者からの事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであることからすると、文書1が公にされることをもって直ちに被処分者が率直かつ具体的な記述を差し控え、ひいては的確かつ詳細な状況の把握が困難となり、実施機関による公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、文書1に記載された情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

イ 文書2について

当審査会において文書2を見分したところ、本件懲戒処分対象事案に係る①非違行為に関する情報（概要や経過、事後の対応状況等）、②被処分者に関する情報（被処分者の勤務状況等）及び③校長の反省、決意等に関する情報（管理監督に関する反省、今後の学校運営や教員への指導徹底に関する決意等）が記載されていた。なお、処分事案4については、別紙が添付されていたので、本文と別紙に分けて検討する。

(ア) 処分事案1, 2, 3, 5及び処分事案4の本文

処分事案1, 2, 3, 5及び処分事案4の本文に記載されている情報は、公にされることが前提となると、実施機関が前記第4の2の(2)で説明するように、校長が公表されることを意識して、事実関係を率直に述べることをちゅうちょするおそれはあるものの、①非違行為に関する情報は、非違行為が発生した事実について、時系列に経過を記載したものであり、事実の認定に当たっては、事案関係者への事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであること、②被処分者に関する情報は、通常、条例第10条第2号に規定する個人情報として不開示とされるべきものであること、③校長の反省、決意等に関する情報は、そもそも文書2が、校務を掌り、所属教職員を監督する立場の校長の管理監督責任を問うために作成されるものであることから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、公にされることで直ちに率直かつ具体的な記述を差し控え、ひ

いては的確かつ詳細な状況の把握に重大な支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

したがって、処分事案1, 2, 3, 5及び処分事案4の本文に記載されている情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(イ) 処分事案4の別紙

処分事案4の別紙は、処分事案4の被処分者の現任校の校長及び前任校の校長がそれぞれ被処分者の在籍年度に実施した研修等に関する資料である。

当審査会においてこの資料を見分したところ、その中に現任校の校長が出席した校長研修会の報告資料があり、不適切な言動等の事例を紹介する記載があった。この記載内容の開示が前提となると、このような事例を研修において紹介することを差し控え、ひいては不祥事を未然に防止し根絶するという研修実施の本来の効果が低減するおそれがあると認められる。

したがって、不適切な言動等の事例を紹介した部分は、これを公にすると、人事管理上の事務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められるものの、その他の情報については、それを公にしても的確かつ詳細な状況の把握に重大な支障が生じる蓋然性があるとまではいえず、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

ウ 文書3について

当審査会において、文書3を見分したところ、各市町教育委員会教育長が本件懲戒処分対象事案に係る意見を記載した部分（以下「教育長意見」という。）のほか、事案の事実関係の概略が記載されていた。

教育長意見については、副申書という本件文書の性格から記載されて然るべきものであり、公にされることをもって、実施機関が前記第4の2の(3)で説明するような支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

また、事案の事実関係の概略については、既に実施機関が作成した本件懲戒処分対象事案に関する記者発表資料（以下「記者発表資料」という。）において、同程度の事実概要を公表していることから、これを公にしたとしても、事実関係の把握と適正な処分決定に重大な支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

したがって、文書3に記載された情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

エ 文書4について

当審査会において、文書4を見分したところ、県東部教育事務所長が本件懲戒処分対象事案に係る意見を記載した部分のほか、事案の事実関係の概略が記載されており、前記ウと同様の理由により、文書4に記載された情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

オ 文書5について

当審査会において、文書5を見分したところ、県東部教育事務所又は実施機関の職員が被処分者及び校長に対して行った事情聴取の記録と、被処分者の勤務する学校の校長、教頭及び関係教職員（以下「校長等」という。）が被害児童・生徒等に対して行った事情聴取の記録があり、いずれも①実施概要（事情聴取が行われた日時、場所、被聴取者の職氏名、聴取者の職氏名、立会者及び事情聴取を始める際の冒頭の確認の各項目）及び②具体的な質問内容とそれに対する回答内容が記載されていた。

実施機関によれば、いずれの事情聴取記録についても、質問内容とそれに対する回答内容の公表が前提となると、事案関係者が率直かつ具体的な供述を差し控えたり、事情聴取に協力することに消極的になるおそれがあるということであった。加えて、県東部教育事務所又は実施機関は警察等の機関とは異なり捜査権を持っておらず、被処分者及び校長が事情聴取に応じるか否かは任意であるから、これを公にされた場合、事情聴取を拒否されるおそれがあり、また、校長等が被害児童・生徒等に対して行った事情聴取は、校長等と被害児童・生徒等との信頼関係に基づいて行われるのが通例であるから、公にされた場合、児童・生徒等との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなるおそれがあるということであった。

確かに、質問内容が公にされると、実施機関がどのような手法で被処分者及び校長から供述を引き出し、どのような手順で真相を究明していくのかといったノウハウが明らかになるおそれがあり、回答内容を明らかにすることについても、質問内容を自ずと推測し得るものであるから、同様のおそれがあると認められる。

そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取に係る質問内容を事前に具体的に想定し、自分に有利な回答を準備することや、自分に不利な質問の回答を回避することも可能となり、正確な事実関係や率直な心情の把握に支障が生じる蓋然性があると認められる。

一方、事情聴取記録における実施概要の記載のうち、事情聴取が行われた日時や場所について、実施機関は、公表が前提となった場合、相当数の情報を集めることにより、事情聴取が行われるおおむねの日時や場所を推測して、事情聴取を妨害することなどが予想され、事情聴取が適切に行えなくなるおそれがあると説明するが、そのおそれは具体性に欠けるものであり、当該情報が公にされることをもって直ちに事実関係の把握に支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

したがって、文書5のうち、質問内容とそれに対する回答が記された部分については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められるものの、事情聴取記録における実施概要の記載のうち、事情聴取が行われた日時や場所については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

カ 文書6について

当審査会において、文書6を見分したところ、処分事案2は他の事案と構

成等において若干異なる点があるものの、全体として見ればおおむね記載されている項目は同一であり、内容としては被処分者等、処分等の種類及び程度（案）、処分等の対象事実及び処分事由、根拠規定及び処分等に当たっての検討事項といった事案の概略について記載されているほか、別紙「処分等に当たっての検討事項」には、一部を除き、実施機関が公表する「懲戒処分の指針」（以下「指針」という。）において、懲戒処分の具体的な量定の決定に当たって考慮するとしている項目について記載されていた。

実施機関は、文書6には詳細な処分量定判断の過程が記載されており、これらは個別の事案ごとに微妙に異なるものであるから、公開が前提となれば、事案関係者が具体的な記述や供述を差し控えるなど、被処分者の懲戒処分に係る的確・詳細な状況把握が困難となることや、事案関係者等に少なからざる誤解や混乱を生じさせることが予想され、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、本件懲戒処分対象事案について記載されている事案の概略は、既に記者発表資料の中で公表されている事案概要と同程度のもものと認められることからすれば、これを公表したとしても事案関係者が具体的な記述等を差し控えたり、混乱が生じたりするおそれがあるとまではいえない。

また、別紙「処分等に当たっての検討事項」に記載されている項目名を開示しても、懲戒処分の執行に支障が生じるおそれがあるとは認められないものの、各項目に書かれている内容部分及び指針に記載のない一部の項目名は、実施機関が、当該事案の懲戒処分の量定判断に必要と考え取捨選択した事案の内容及び経過に係る情報、具体的な検討及び考慮すべきその他の情報等、懲戒処分の量定判断の過程が推測できるものであり、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書6のうち、事案の事実関係の概略については条例第10条第6号の不開示情報に該当するとは認められないものの、別紙「処分等に当たっての検討事項」の各項目に書かれている内容部分、指針に記載のない項目名及びその内容部分は、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

（2）条例第10条第2号の該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め

られる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

実施機関は、文書1、文書2、文書5及び文書6について、条例第10条第2号の不開示情報に該当するため不開示とした旨説明し、文書3及び文書4については同号の該当性を説明していない。しかし、当審査会において文書3及び文書4を見分したところ、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると判断した情報（以下「第6号情報」という。）を除いてもなお、同条第2号の不開示情報に該当すると推察される個人の氏名等の情報が含まれていることを確認した。

条例第3条は、条例の運用等に当たり、個人情報情報は情報公開制度の下においても最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならない旨を規定していることから、実施機関が条例第10条第2号の該当性について説明していない文書3及び文書4を含め、本件対象文書の同号の該当性について検討することとする。なお、前記（1）において判断した第6号情報については、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当であるため検討しない。

以上を踏まえて、当審査会において本件対象文書を見分したところ、第6号情報を除き、本件対象文書に含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができる。

- ア 日時及び場所を示す情報
- イ 文書の提出先及び表題
- ウ 市町名（印影その他特定の市町が識別される情報を含む。以下同じ。）
- エ 学校名（特定の学校が識別される情報を含む。以下同じ。）
- オ 項目名
- カ 教職員の所属名（学校名を除く。以下同じ。）、職名、氏名（印影を含む。以下同じ。）、拇印、年齢、生年月日、住所、担当教科、校務等及び担当学級
- キ 被害者及び関係者等の氏名、年齢、住所及び職業並びに児童の写真

- ク 非違行為を示す情報
 - ケ 事案関係者の具体的な発言内容
 - コ 被処分者の勤務態度及び評価を示す情報
 - サ 被処分者及び校長等の謝罪、反省、決意等を示す情報
 - シ 事実行為等を示す情報
 - ス 研修資料等の内容
- ア 日時及び場所を示す情報について

実施機関は、非違行為が行われた事実、非違行為が発覚するきっかけとなった事実及び非違行為が行われたことを受けてアンケート等が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報について、当該情報を公にすると、被処分者又は被害児童・生徒等が識別され、若しくは識別され得ることから、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあるため不開示とした旨説明する。

確かに、日時及び場所を示す情報のうち、学校が特定され、ひいては被害児童・生徒等が特定されるおそれがあるものについては、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。また、処分事案4の被処分者に対する事情聴取の場所を示す情報についても、公にすると、当該被処分者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

しかしながら、非違行為が行われた日時及び場所を示す情報のうち前記以外のものについては、実施機関が現に記者発表資料で公表している情報や、関係機関への報告日、実施機関が行った事情聴取の実施日時及び場所並びに事実経過を示す日時及び場所等、非違行為に直接関連しない日時及び場所に関する情報も含まれており、これらはいずれも被害児童・生徒等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとは認められないため、開示すべきである。

- イ 文書の提出先及び表題について

文書の提出先及び表題については、被害児童・生徒等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認め難く、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

- ウ 市町名について

市町名については、被害児童・生徒等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認め難く、実施機関も処分事案3を除き、記者発表資料において、被処分者の勤務する学校のある市町名を公表しており、開示すべきである。

一方、処分事案3については、実施機関によれば、セクシュアル・ハラスメント事案では被害生徒が特定されないよう特に慎重を期す必要があるところ、比較的小規模の市町で発生した場合、市町名も被害児童・生徒等が特定されるおそれがある情報になり得るから、記者発表資料においてその市町名を明らかにしなかったということであり、その説明は合理性を欠くもの

とは言えず、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が処分事案3の市町名を不開示としたことは妥当である。

エ 学校名について

学校名を公にした場合、学校が特定され、ひいては被処分者及び被害児童・生徒等が識別される可能性が否定できない。

したがって、学校名は、条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報であると認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

ただし、処分事案4の学校名については、被処分者が逮捕されたことが実名で報道され、その事案の重大性に鑑み、実施機関が記者発表資料において被処分者の学校名を公にしていることから、条例第10条第2号ただし書イにより、開示すべきである。

オ 項目名について

項目名については、被害児童・生徒等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認め難く、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

カ 教職員の所属名、職名、氏名、拇印、年齢、生年月日、住所、担当教科・校務等及び担当学級について

(ア) 教職員の氏名、拇印、年齢、生年月日及び住所

教職員の氏名、拇印、年齢、生年月日及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるが、教職員の氏名については、「広島県教育関係職員録」(以下「職員録」という。)により公表されていること、若しくは法令等の規定により又は慣行として公にされていることから、原則として、開示すべきである。また、被処分者の年齢については、実施機関が記者発表資料において自ら公表していることから、教職員の氏名と同様、開示すべきものと認められる。

しかしながら、被処分者を含む本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名については、公にすると、職員録等の他の情報と照合することにより学校が容易に特定され、ひいては被害児童・生徒等が識別されるおそれがあると認められる。なお、処分事案4については、記者発表資料において学校名が公表されているが、当該教職員の氏名を公にすると、被処分者と関連の深かった児童・生徒等が識別されるおそれがあると認められる。

したがって、本件懲戒処分対象事案に関係した教職員以外の教職員の氏名、被処分者の年齢は条例第10条第2号ただし書イに該当し、開示すべきであるが、本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名及び拇印、被処分者を除く教職員の年齢並びに教職員の生年月日及び住所については、同号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(イ) 教職員の所属名、職名、担当教科・校務等及び担当学級

教職員の所属名、職名、担当教科・校務等及び担当学級については、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、当該情報は公務員の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものと認められる。

しかしながら、被処分者の担当教科・校務等及び担当学級については、公にすると、前記（ア）と同様、被害児童・生徒等又は被処分者と関連の深かった児童・生徒等が識別されるおそれがあると認められる。

したがって、教職員の所属名及び職名については条例第10条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきであるが、被処分者及び児童・生徒等の事情聴取を行った教職員等の関係職員の担当教科・校務等及び担当学級は、同号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

キ 被害者及び関係者等の氏名、年齢、住所及び職業並びに児童の写真

被害者及び関係者等の氏名、年齢、住所及び職業並びに児童の写真の中で児童の顔を判別できる部分は、被害者等の特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ク 非違行為を示す情報について

非違行為を示す情報については、記者発表資料において実施機関が公表している内容や被害者等に対して必要な配慮の程度が事案によって異なるため、以下、事案ごとに検討するものとする。

(ア) 処分事案1

処分事案1は、学校における教育指導の過程で発生した児童・生徒に対する体罰・不適切な発言に係る事案であり、いわば公務員の職務の遂行上発生したものである。

したがって、処分事案1の非違行為を示す情報は、職務遂行情報に該当するものと認められるため、条例第10条第2号ただし書ハにより開示すべきである。

(イ) 処分事案2

処分事案2は通勤経路外で発生した交通事故に係る事案であり、その非違行為を示す情報は、職務遂行情報に該当するものとは認められないが、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあると認められないので、開示すべきである。

(ウ) 処分事案3及び5

処分事案3及び5は、セクシュアル・ハラスメントに係る事案であり、その非違行為を示す情報は、被処分者から直接被害を受けた生徒本人はもちろん、周りの生徒や保護者、教職員も少なからず精神的ショックを被っており、通常公にされることを望まない情報であると考えられる。

したがって、処分事案3及び5の非違行為を示す情報を公にすることは、

個人の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ず、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

(エ) 処分事案 4

処分事案 4 は、麻薬及び向精神薬取締法違反等による逮捕に係る事案であり、被処分者が逮捕されたことが実名で報道され、実施機関も記者発表資料において被処分者の学校名を公にしていることから、非違行為を示す情報は、慣行として公にされている情報に該当するものと認められるため、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。

しかしながら、当該非違行為の中で、記者発表資料で公表されていない情報については、被処分者の氏名が公表されているとしても、公にすることにより、なお被処分者個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、不開示とすべきである。

ケ 被害児童・生徒及びその保護者、同級生等の関係者の具体的な発言内容について

本件懲戒処分対象事案の被害児童・生徒及びその保護者、同級生等の関係者の具体的な発言内容は、発言した者の心情が吐露されたものであり、個人の人格に密接に結び付く思想や信条を含んだ個人情報であると認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

コ 被処分者の勤務態度及び評価を示す情報について

被処分者の勤務態度及び評価（以下「被処分者の勤務態度等」という。）を示す情報は、公務員の職務に関連した情報であっても、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報としてみだりに公にされるべきではないことから、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、被処分者の勤務態度等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

サ 被処分者及び校長の謝罪、反省、決意等を示す情報について

被処分者及び校長の謝罪、反省、決意等（以下「被処分者及び校長の謝罪等」という。）を示す情報については、前記ケと同様に、個人の人格に密接に結び付く思想や信条を含んだ個人情報であり、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、被処分者及び校長の謝罪等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

ただし、校長の今後の学校運営や教員への指導徹底に関する決意を示す情報については、職務遂行情報と認められるため、条例第10条第2号ただし書ハにより開示すべきである。

シ 事実行為等を示す情報について

事実行為等を示す情報については、当該事実行為等が公務員の職務として行われたものであれば、純然たる私事にわたる情報に該当するものではない

いため、条例の規定により不開示とすることとされている場合等を除き、職務遂行情報として開示すべきである。

一方で、保護者等の一般私人による事実行為等を示す情報又は公務員であっても私人として行った事実行為等を示す情報については、基本的に個人に関する情報に該当するものであり、このうち、特定の個人が識別されたり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ただし、保護者等の一般私人による事実行為等を示す情報又は公務員であっても私人として行った事実行為等を示す情報のうち、特定の個人が識別されたり、公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない情報については、開示すべきである。

ス 研修資料等の内容について

当審査会において、処分事案4の校長の報告書に添付されている研修資料等の内容を見分したところ、学校名等の情報が認められた。学校名については、前記エで判断したように、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。また、その他の情報についても、特定の個人を識別することはできず、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので開示すべきである。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 本件懲戒処分対象事案と各事案に係る作成文書

区分	事案	作成文書※					
		被処分者 顛末書 (文書1)	校長顛末書 又は報告書 (文書2)	市町教育委 員会副申 (文書3)	教育事務所 副申 (文書4)	事情聴取 記録 (文書5)	懲戒処分等 審査資料 (文書6)
処分事案1	体罰・不適切発言	○	○	○	○	○	○
処分事案2	交通事故	○	○	○	○		○
処分事案3	セクシュアル・ハラスメント	○	○	○	○	○	○
処分事案4	法違反による逮捕		○	○	○	○	○
処分事案5	セクシュアル・ハラスメント	○	○	○	○	○	○

※「作成文書」欄は、本件対象文書が作成されているものに○印を付している。

別表2 実施機関が説明する各文書に対する不開示理由

対象文書		不開示理由（適用条項）
文書1	被処分者の顛末書	条例第10条第2号，同条第6号
文書2	校長の顛末書又は報告書	
文書3	市町教育委員会の副申	条例第10条第6号
文書4	県東部教育事務所の副申	
文書5	事情聴取記録	条例第10条第2号，同条第6号
文書6	懲戒処分等審査資料	

別表3 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

区分	文書	不開示が妥当であると判断する部分
処分事案1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名 ・被処分者及び校長の生年月日及び住所 ・被害者及び関係者等の氏名、年齢、住所及び職業並びに児童の写真の中で児童の顔を判別できる部分（以下「被害者等の氏名等」という。） 	
	文書1	<p>1 頁目 8 行目15文字目から16文字目まで 22行目15文字目から24文字目まで 27行目28文字目から28行目終わりまで 31行目38文字目から32行目 7 文字目まで</p>
		<p>2 頁目 1 行目19文字目から 2 行目 7 文字目まで 5 行目 8 文字から22文字目まで 7 行目16文字目から31文字目まで 10行目 1 文字目から14文字目まで及び23文字目から36文字目まで 11行目 5 文字目から37文字目まで 13行目20文字目から14行目20文字目まで 17行目21文字目から同行終わりまで 18行目 2 文字目から同行終わりまで 19行目から20行目まで 21行目から23行目まで各行 2 文字目から同行終わりまで</p>
		<p>3 頁目 10行目29文字目から14行目19文字目まで 17行目10文字目から12文字目まで 21行目12文字目から23行目20文字目まで 28行目から30行目まで</p>
	文書2	<p>4 頁目 表の右側11行目22文字目から31文字目まで 表の右側19行目14文字目から20行目23文字目まで 表の右側24行目 8 文字目から19文字目まで</p>
		<p>5 頁目 左側の欄18行目 右側の欄 1 行目 8 文字目から同行終わりまで 右側の欄 9 行目34文字目から12行目 8 文字目まで 右側の欄16行目34文字目から17行目21文字目まで 右側の欄20行目から25行目まで 右側の欄37行目10文字目から29文字目まで</p>
<p>6 頁目 右側の欄 6 行目10文字目から 7 行目28文字目まで</p>		

		7 頁目	1 行目26文字目から 3 行目終わりまで
		9 頁目	20行目から22行目まで
	文書 3	10頁目	23行目15文字目から24文字目まで 27行目20文字目から28行目29文字目まで
	文書 4	12頁目	10行目 6 文字目から11文字目まで 11行目 6 文字目から12行目終わりまで
	文書 5	13頁目	上側の表中一番下の行のうち, 一番右の欄に記載された文字
		14頁目 から 26頁目 まで	各頁 5 行目の 9 文字目から同行終わりまで 表中の質問内容とそれに対する回答が記載された部分
		27頁目 から 45頁目 まで	表中の質問内容とそれに対する回答が記載された部分
	文書 6	46頁目	右上の 2 つの表の全部とその下にそれぞれ記載された文字
		47頁目	4 行目 5 行目の数字以外の文字 5 行目の下にある表の全部 下から 5 行目から同頁終わりまで
		48頁目 から 49頁目 まで	記載内容の全部
		50頁目	4 行目及び 6 行目を除く全部
		51頁目	下から 8 行目を除く全部
		52頁目	記載内容の全部
処分事案 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名 ・ 被害者等の氏名等 		
	文書 1	1 頁目	6 行目22文字目から同行終わりまで 7 行目36文字目から 8 行目終わりまで 18行目12文字目から同行終わりまで
		2 頁目	11行目33文字目から36文字目まで 21行目 1 文字目から24行目 9 文字目まで 25行目12文字目から29行目終わりまで

	文書 2	4 頁目	表の 2 行目右側の欄16文字目から18文字目まで 表の 5 行目右側の欄に記載された文字 表の右側の欄のうち, 下から四つ目の欄に記載された内容全部 表の右側の欄のうち, 下から二つ目の欄の 1 行目 1 文字目から 6 文字目まで	
	文書 3	5 頁目	10行目の20文字目から28文字目まで	
	文書 4	6 頁目	9 行目 12行目32文字目から37文字目まで	
	文書 6	7 頁目	5 行目21文字目から同行終わりまで 20行目 2 文字目から22行目終わりまで 24行目から38行目まで	
		8 頁目	1 行目から12行目まで 14行目から18行目まで 21行目から22行目まで	
		9 頁目	4 行目から 9 行目まで 9 行目の下の表の全部 一番下の表を除いて下から11行目から一番下の行まで 一番下の表の全部	
		10頁目	表の全部 表を除いて 2 行目	
	処分事案 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町名 ・ 学校名 ・ 本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名 ・ 被処分者及び校長の生年月日及び住所 ・ 被害者等の氏名等 		
		文書 1	1 頁目	6 行目 4 文字目から20文字目まで 8 行目 1 文字目から18行目 3 文字目まで 19行目から29行目まで 30行目20文字目から25文字目まで 30行目31文字目から33行目終わりまで
			2 頁目	1 行目 3 行目から22行目まで 23行目26文字目から32行目終わりまで
3 頁目			7 行目から15行目まで 16行目12文字目から32行目終わりまで	
4 頁目			1 行目から32行目まで	

		5 頁目	1 行目 1 文字目から22行目14文字目まで 22行目27文字目から29行目19文字目まで 29行目31文字目から33行目終わりまで	
		6 頁目	1 行目から 3 行目まで 4 行目11文字目から34行目終わりまで	
		7 頁目	1 行目から 6 行目まで 10行目 13行目から22行目まで	
	文書 2		8 頁目	6 行目38文字目から40文字目まで 8 行目11文字目から35文字目まで 10行目33文字目から11行目 9 文字目まで 12行目 1 文字目から13行目25文字目まで 13行目40文字目から28行目終わりまで
			9 頁目	1 行目から 5 行目まで 7 行目から27行目まで 30行目 1 文字目から32行目12文字目まで 33行目20文字目から同行終わりまで
			10頁目	1 行目から 3 行目まで
	文書 3		11頁目	9 行目30文字目から32文字目まで 10行目 4 文字目から12行目11文字目まで 14行目から19行目まで 20行目 5 文字目から20文字目まで 21行目16文字目から同行終わりまで
			12頁目	10行目 6 文字目から同行終わりまで 11行目 6 文字目から17行目終わりまで 20行目 1 文字目から 4 文字目まで 21行目11文字目から22行目 5 文字目まで 22行目19文字目から24行目終わりまで 27行目15文字目から28行目13文字目まで 30行目から34行目まで 36行目16文字目から18文字目まで
	文書 4		13頁目	4 行目から同頁終わりまで
			14頁目 から 23頁目 まで	記載内容の全部
			24頁目 から 42頁目 まで	表中の質問内容とそれに対する回答が記載され た部分

文書 6	43頁目	<p>右上にある二つの表の全部とその下にそれぞれ記載された文字</p> <p>6 行目から 7 行目まで</p> <p>14行目41文字目から15行目 2 文字目まで</p> <p>16行目12文字目から17行目 9 文字目まで</p> <p>17行目20文字目から19行目終わりまで</p> <p>20行目 6 文字目から 9 文字目まで</p> <p>23行目24文字目から35文字目まで</p>
	44頁目	<p>4 行目</p> <p>6 行目から13行目まで</p> <p>15行目から17行目まで</p> <p>17行目の下の表の全部</p>
	45頁目 から 47頁目 まで	<p>表の題名を含め全部</p>
	48頁目	<p>表の題名を含め全部</p> <p>表を除いて 1 行目から14行目まで</p>
	49頁目	<p>1 行目から20行目まで</p> <p>22行目から25行目まで</p> <p>27行目から44行目まで</p>
	50頁目	<p>1 行目から23行目まで</p> <p>下の二つの表の全部</p>
	51頁目	<p>2 行目から19行目まで</p> <p>下の表の題名を含め全部</p>
	52頁目	<p>表の全部</p>
	53頁目	<p>表の題名を含め全部</p>
処分事案 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名 ・ 被処分者及び校長の生年月日及び住所 ・ 被害者等の氏名等 	
	文書 2	<p>1 頁目</p> <p>7 行目24文字目から34文字目まで</p> <p>8 行目 9 文字目から26文字目まで</p> <p>9 行目34文字目から38文字目まで</p> <p>11行目から12行目まで</p> <p>14行目31文字目から15行目終わりまで</p> <p>17行目 9 文字目から20行目 8 文字目まで</p> <p>20行目38文字目から24行目終わりまで</p>

		<p>2 頁目 5 行目 1 文字目から26文字目まで 9 行目10文字目から19文字目まで及び25文字目から26文字目まで 11行目38文字目から41文字目まで 30行目25文字目から33文字目まで及び40文字目から43文字目まで 32行目16文字目から33行目14文字目まで 34行目から35行目まで 36行目 7 文字目から15文字目まで, 17文字目から20文字目まで, 35文字目から36文字目まで及び42文字目から43文字目まで</p>
		<p>3 頁目 2 行目 9 文字目から16文字目まで 4 行目から10行目まで 11行目 4 文字目から19文字目まで 14行目から29行目まで</p>
		<p>4 頁目 5 行目16文字目から 8 行目終わりまで 12行目35文字目から38文字目まで</p>
		<p>24頁目 下から18行目 2 文字目から同行終わりまで 下から15行目 2 文字目から下から14行目終わりまで</p>
		<p>32頁目 7 行目23文字目から28文字目まで 9 行目27文字目から33文字目まで 11行目26文字目から同行終わりまで 13行目から22行目まで 25行目から同頁終わり</p>
		<p>33頁目 1 行目から 4 行目まで 8 行目から10行目まで 22行目から同頁終わりまで</p>
		<p>34頁目 1 行目から11行目まで 13行目から18行目まで</p>
	文書 3	<p>38頁目 8 行目32文字目から 9 行目19文字目まで 11行目 1 文字目から 5 文字目まで 12行目から13行目まで 16行目 8 文字目から同行終わりまで 29行目17文字目から28文字目まで</p>
	文書 4	<p>40頁目 13行目40文字目から14行目終わりまで 16行目28文字目から19行目 4 文字目まで 23行目から25行目まで</p>

	文書 5	41頁目 から 47頁目 まで	表中の質問内容とそれに対する回答が記された部分
		48頁目	被処分者の拇印 左側 4 行目 5 文字目から10文字目まで 左側11行目40文字目から12行目 3 文字目まで 表中の質問内容とそれに対する回答が記された部分
	文書 6	49頁目	右上にある 2 つの表の全部とその下にそれぞれ記載された文字 6 行目 8 行目
		50頁目	4 行目 5 行目の数字以外の文字 5 行目の下の表の全部
		51頁目	2 行目から同頁終わりまで
		52頁目	1 行目から 3 行目まで 表の全部 下から16行目から下から13行目まで 下から11行目から一番下の行まで
		53頁目	記載内容の全部
		54頁目	2 行目から21行目まで
	処分事案 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名 ・ 被処分者及び校長の生年月日及び住所 ・ 被害者等の氏名等 	
		文書 1	1 頁目 7 行目 1 文字目から11行目22文字目まで 13行目 1 文字目から16文字目まで及び30文字目から33文字目まで 15行目21文字目, 22文字目 15行目39文字目から30行目26文字目まで 32行目24文字目から33行目12文字目まで 2 頁目 2 行目 1 文字目から25文字目まで及び36文字目から 4 行目 4 文字目まで 4 行目 7 文字目から11文字目まで 6 行目 1 文字目から33行目13文字目まで 34行目17文字目から36行目13文字目まで 37行目17文字目から同行終わりまで

		3 頁目	1 行目 1 文字目から 2 行目 13 文字目まで 3 行目 17 文字目から 5 行目 13 文字目まで 6 行目 17 文字目から 8 行目 15 文字目まで 9 行目 20 文字目から 10 行目 終わりまで 12 行目から 34 行目まで
		4 頁目	7 行目から 17 行目まで 19 行目から 29 行目まで
	文書 2	5 頁目	7 行目から 8 行目まで 11 行目 7 文字目から 同行 終わりまで 14 行目から 同頁 終わりまで
		6 頁目	1 行目から 21 行目まで 31 行目から 同頁 終わりまで
		7 頁目	1 行目 1 文字目から 20 文字目まで 2 行目 1 文字目から 4 行目 13 文字目まで 10 行目から 28 行目まで 30 行目から 34 行目まで
		8 頁目	4 行目
	文書 3	9 頁目	10 行目 8 文字目から 15 文字目まで 14 行目 12 文字目から 19 文字目まで 15 行目 28 文字目から 18 行目 終わりまで 23 行目 20 文字目から 28 行目 終わりまで
	文書 4	10 頁目	14 行目 29 文字目から 35 文字目まで 17 行目 23 文字目から 25 文字目まで 18 行目 28 文字目から 35 文字目まで
	文書 5	11 頁目 から 14 頁目 まで	表中の質問内容とそれに対する回答が記された 部分
		15 頁目	表の 1 行目を除き、記載された全部
		16 頁目 から 18 頁目 まで	表中の質問内容とそれに対する回答が記された 部分
		19 頁目	表の下に記載された全部
		20 頁目	表中の質問内容とそれに対する回答が記された 部分 表の下に記載された全部

		21頁目 から 57頁目 まで 表中の質問内容とそれに対する回答が記された部分
文書 6	58頁目	右上にある二つの表の全部とその下にそれぞれ記載された文字 12行目37文字目から16行目14文字目まで 16行目49文字目から17行目 5文字目まで 19行目28文字目から同行終わりまで 21行目22文字目から39文字目まで 22行目20文字目から32文字目まで
	59頁目	4行目 5行目の数字以外の文字 5行目の下の表の全部
	60頁目	表の全部 表を除き 2行目から同頁終わりまで
	61頁目 から 62頁目 まで	記載内容の全部
	63頁目	表の全部 表を除き 1行目から 2行目 表を除き 4行目 表を除き 6行目から同頁終わりまで
	64頁目	記載内容の全部
	65頁目	下から10行目から66頁目の一番下の行まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 1. 28	・ 諮問を受けた。
27. 1. 29	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 3. 4	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 3. 6	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
27. 4. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 10. 26 (平成27年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 12. 22 (平成27年度第9回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 1. 25 (平成27年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 3. 28 (平成27年度第12回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 4. 26 (平成28年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 5. 30 (平成28年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 6. 28 (平成28年度第3回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 7. 26 (平成28年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 8. 29 (平成28年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授